

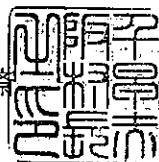


千早赤阪村公告第4号

次のとおり村立郷土資料館収蔵品台帳作成業務事後審査型条件付一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の6の規定により、公告する。

令和6年5月2日

千早赤阪村長 南本 章



1. 入札に付する事項等

(1)入札件名	村立郷土資料館収蔵品台帳作成業務
(2)履行場所	南河内郡千早赤阪村大字水分 266番地 他
(3)履行期間	契約締結日の翌日から令和7年3月10日まで
(4)業務概要	村立郷土資料館内に収蔵されている美術工芸品と文書資料のリスト（台帳）作成及びこの事業に関するその他業務を実施する。詳細については、添付している仕様書のとおり。
(5)入札方法	郵送入札
(6)予定価格	金4,233,000円（税抜き）
(7)最低制限価格	設定なし
(8)入札保証金	免除
(9)契約保証金	契約金額の100分の10以上（但し、村財務規則により免除する者を除く。）
(10)前払金	なし
(11)部分払	なし
(12)契約書の作成	必要（契約書は村が指定する様式とする。）
(13)契約書の提出期限	落札者決定の日から5日以内（休日・祝日を除く。）

2. 入札参加資格の要件

1 次の各号のいずれかに該当する者は、事後審査型条件付一般競争入札の参加資格を有しないものとする。

- (1)令第167条の4の規定に該当する者
- (2)令和5・6年度千早赤阪村入札参加資格者名簿（物品・役務提供）に登載されていない者。なお、登録者でない者においては、参加申込時に登録者と同等の資格があることを確認するための書類を合わせて提出し確認を

受けること。

- (3)会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更生手続開始の申立てがなされている者。ただし同法の規定による更生計画が認可されている者を除く。
 - (4)民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続開始の申立てがなされている者。ただし同法の規定による再生計画が認可されている者を除く。
 - (5)暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団又は同条第 6 号に規定する暴力団員
 - (6)公告の日から開札の日までの期間において、次のいずれかに該当する者
 - ア 千早赤阪村建設工事等指名停止要綱（昭和 56 年千早赤阪村要綱第 3 号。以下「指名停止要綱」という。）の規定による指名停止期間中の者又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当する者
 - イ 本村との契約において、談合等の不正行為があったとして損害賠償請求を受けている者。ただし、公告の日までに当該請求に係る損害賠償金を納付した者を除く。
- 2 前項で定める要件のほか、次の各号のすべてに該当する者を事後審査型条件付一般競争入札の参加資格者とする。
- (1) 大学または大学院で美術史・文献史その他これに類する学科目を専門に修める課程を終了している者、かつ美術・工芸品、古文書等の調査、整理作業に従事した経験のある者、またはこれと同等以上の経験がある者
 - (2) 作業監督技術者が学芸員の資格を有している者
3. 事業協同組合等の入札参加の可否
- 可。ただし、当該組合の組合員が入札参加を申請した場合は、当該組合の参加はできないものとする。
4. 契約条項を示す場所
- 〒585-8501
大阪府南河内郡千早赤阪村大字水分 180 番地
千早赤阪村総務部総務課
電話 0721-72-0081（代表）

5. 本契約に関する事務を担当する部署

千早赤阪村総務部総務課

6. 関係書類などの入手方法

(1) 関係書類などの配付

千早赤阪村ホームページの「事後審査型条件付一般競争入札」からダウンロードによる。

(2) 配付期間

令和6年5月2日(木)から5月21日(火)まで

7. 質問書に関する事項について

仕様書の内容についての質疑の方法、期間及び場所並びに当該質疑に対する回答の方法及び日時は、次の期間で実施する。

(1) 質疑方法

添付している質問書を千早赤阪村総務部総務課宛に電子メールで提出すること。

総務課メールアドレス

soumu@vill.chihayaakasaka.lg.jp

(2) 質疑受付期間

令和6年5月14日(火)午後5時まで

(3) 質疑回答方法

質疑回答は千早赤阪村のホームページ内において令和6年5月16日(木)に掲載する。

8. 入札書の郵送方法等

入札に参加しようとする者は、以下のとおり必要書類を提出すること。

(1) 入札書

千早赤阪村ホームページに掲載している入札書を使用すること。

(2) くじ用数字の記入

落札候補者となるべき最低の価格で入札した者が2者以上の場合、くじ用数字を使って抽選を行うので、入札額以外に任意の3桁の数字を入札書の所定の欄に記入すること。

(3) 入札参加必要書類

①入札書

②内訳書

③事後審査型条件付一般競争入札参加資格確認申請書

④資格者名簿に登載していない者においては、参加申込時に登録者と同等

の資格があることを確認するため次の書類を合わせて提出すること。なお、証明書類は、参加表明前3ヶ月以内のものに限る。

- ア 一般競争（指名競争）入札参加資格審査申請書（物品・役務）（写し不可）
- イ 技術者経歴書（写し可）
- ウ 営業所一覧表（写し可）
- エ 営業経歴書（直近2年間分）
- オ 委任状（支店、支社等が契約を希望する場合のみ）
- カ 使用印鑑届（写し不可）
- キ 印鑑証明書（写し可）
- ク 登記簿謄本（法人の場合）又は代表者の身分証明書及び代表者の登記されていないことの証明書（個人の場合）
- ケ 財務諸表類
- コ 納税証明書

納税証明書 (写し可) (直近1年)	国税 イ. 法人の場合 法人税、消費税（「納税証明書（その3の3）」も可） ロ. 個人の場合 所得税、消費税（「納税証明書（その3の2）」も可）
	都道府県税（契約を希望する営業所分） イ. 法人の場合 法人事業税 ロ. 個人の場合 個人事業税
	千早赤阪村に納税義務のある法人又は個人は、上記のほかに村民税、固定資産税の納税証明書も添付すること。

サ 誓約書

(4) 入札参加者は、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額（消費税相当額を減じた金額）を千円止まで入札書に記載すること。

(5) 郵送方法 (3) の入札参加必要書類を千早赤阪村指定封筒により、一般書留郵便又は簡易書留郵便のいずれかの方法で千早赤阪村総務部総務課へ郵送すること。特定記録郵便や普通郵便で郵送された入札は無効とする。入札書等を郵送するための封筒については、千早赤阪村ホームページに掲載している様式例のとおり記載すること。

(6)入札書類等到着期限日 令和6年5月27日（月）正午まで

(7)入札書送付の確認

入札書の送付を確認するため、入札書送付日に「郵便入札送付連絡票」をFAXで千早赤阪村総務部総務課宛てに送信すること。

(8)入札書類等郵送場所

郵送場所：千早赤阪村総務部総務課

郵送住所：〒585-8501

大阪府南河内郡千早赤阪村大字水分180番地

9. 開札日時、場所、傍聴方法等

(1)開札日時 令和6年5月28日（火）13時30分

(2)開札場所 千早赤阪村役場庁舎2階会議室A

大阪府南河内郡千早赤阪村大字水分180番地

(3)開札の傍聴方法

村立郷土資料館収蔵品台帳作成業務委託事後審査型条件付一般競争入札傍聴要領の規定に基づき、開札日の午後0時30分から午後1時00分までの間に千早赤阪村総務部総務課の窓口で申込みを行うこと。なお、傍聴は申込み先着順とし開札日につき定員（10名）になり次第締め切る。また、入札参加者（代表者に限る。）が傍聴の申込みをした場合、開札立会人を依頼することがある。

10. 落札候補者の決定、落札候補者に提出を求める書類及び落札者の決定

(1)落札候補者の決定

開札の結果、予定価格の範囲内で、最低の価格をもって申込みをした者を落札候補者とする。ただし、落札候補者となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、抽選により落札候補者を決定する。

※落札候補者となった者には電話で連絡するため、開札日には連絡を受けられる体制を整えておくこと。

(2)落札候補者に提出を求める書類

落札候補者は、落札候補者決定日の翌日（休日の場合は翌開庁日）午後5時までに、次の書類を千早赤阪村総務部総務課に提出すること。

なお、期限までに提出がない場合は落札候補者の権利を放棄したものと見なす。

- ①事後審査型条件付一般競争入札関係書類提出書
- ②村立郷土資料館収蔵品台帳作成業務事後審査型条件付一般競争入札実施要領（令和6年千早赤阪村告示第19号）第5条第2項に規定する実務経験及び資格を有していることがわかるもの（実務経歴書、作業監督技術者名簿、資格取得が証明できる証書等の写し）

11. 入札の無効

以下に掲げる入札は、無効とする。この場合において、無効とした入札書等は返却しないものとする。

- (1)公告に示した入札参加資格のない者が行った入札
- (2)虚偽の申請を行った者のした入札
- (3)入札に関する条件に違反する者のした入札
- (4)8.入札書の郵送方法等に規定する方法によらない入札
- (5)事後審査型条件付一般競争入札の心得に違反する者のした入札
- (6)代理人のした入札
- (7)指定封筒に記載された事項と同封された入札書等に記載された事項が異なる入札

12. 入札の中止等に関する事項

次のいずれかに該当したときは、当該入札を延期し、中止し、又はこれを取り消すことがある。

- (1)入札参加者に連合その他不穏な行動があり、公正な入札の執行に支障があると認められる場合
- (2)災害その他やむを得ない特別の事情がある場合

13. その他

- (1)契約手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

14. 問い合わせ

千早赤阪村総務部総務課

住 所 〒585-8501

大阪府南河内郡千早赤阪村大字水分 180 番地

電 話 0721-72-0081

F A X 0721-72-1880

メールアドレス soumu@vill.chihayaakasaka.lg.jp

